短期語学留学
プログラム定型約款

記載金額は、全て税込価格です。ただし、第2条（契約の申し込みと成立）に定める「留学費用の一部金」および第9条（申し込み後の取消と返金）に定める取消料（第9条※1記載額）は除きます。また、各条項にて記載されている金額に対する消費税率は、消費税法の改正があった場合、改定後の消費税率に基づく消費税額相当分が変更になります。

第1条（定型約款）

申し込み希望者は、短期語学留学プログラム定型約款（以下「本約款」といいます。）を承諾の上、株式会社留学ジャーナル（以下「当社」といいます。）に対し、短期語学留学プログラム（以下「留学プログラム」といいます。）に含まれる各種サービスを申し込みます。なお、本約款は留学プログラムの申し込み契約の内容となります。

第2条（契約の申し込みと成立）

（1）本約款における申し込み希望者による留学プログラム契約の申し込みと成立は、申し込み希望者が当社に対して本約款に基づき、所定の「短期語学留学申込書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、申込金として留学費用の一部金にあたる30,000円（非課税）を受領確認したときをいいます（当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申し込み者」といいます。）。なお、留学プログラム契約の有効期間は、原則として申し込み契約の成立日から1年間です。申し込み者の都合により、申し込み後1年以内に留学手続きを開始されない場合は、契約期間の満了により契約終了となります。その際の申込金は、第15条（契約終了後の取扱い）により返金しません。

（2）留学先学校または研修先機関（以下「留学先」といいます。）が決定し、留学手続きを開始するとき、当社はその確認として申し込み者に対し出願申込みを承諾する旨の書面（留学手続き引受確認書）を発送します。または、当該確認書を電子的通知により連絡する場合があります。

（3）申し込みの段階で、留学先が定員に達している可能性が高い場合、または滞在先の受入が混み合っている等の事由で申し込み者の希望する手配ができない可能性が高い場合、当社は申し込み者の承諾を得て、可能な代案を提示の上、手配努力します。ただし引き受けにおいて別途定める「留学プログラム特約」の適用を条件とする場合があります。結果として希望する手配ができなかった場合でも、第12条（免責事項）によりお預かりする申込金は返金しません。

第3条（拒否事由）

当社は、申し込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申し込み者からの申し込み等をお断りすることがあります。

（1）申し込み者の性別、年齢、資格、技能その他条件が、当社及び留学先の指定する条件を満たしていないことを当社が認めたとき。

（2）申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込みについて親権者（保護者等）の同意がないとき。

（3）申し込み者が希望する留学先の定員に受入可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかなとき。

（4）申し込み者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しがないとき。

（5）申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。

（6）申し込み者が留学先への入学希望時期から遡って入学手続きを開始されることもなく、1年以上経過したとき。

（7）その他、当社が不適当と認めたとき。

第4条（プログラムの範囲）

留学プログラムは、申し込み者の希望する留学先に対する留学申し込み手続きの代行、出発にあたっての オリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申し込み者の希望する留学先への合格や留学先での課程終了等を請け負ったり、その他留学中あるいは留学終了後の申し込み者に対して何らの保証をするものではありません。留学プログラムに含まれるサービスは次の通りです。

（1）入学手続き

入学願書の作成や書類の送付及び留学費用の送金、入学許可の取り付け等、入学の手続きを行います。

（2）滞在手続き

当社は、申し込み者が留学する際の寮・ホームステイ滞在等の申し込み手続きを代行します。ただし、申し込み者の希望により入寮またはホームステイを希望しない場合、もしくは希望留学先が寮等の滞在施設を持たない場合や申し込み手続きの代行ができない場合、当社は原則として、この滞在手続きの代行はしません。

希望留学先によっては、申し込み者の出発日以前に寮またはホームステイ等の滞在先住所・部屋番号がわからない場合があります。寮の場合、1人部屋か否か、またはルームメイト等について、申し込み者の希望が通らない場合もあります。また、ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合もあります。当社の責によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合、または申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失等による場合は、第13条（損害の負担）の定めによるものとします。

（3）オリエンテーション

当社では、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方等を紹介した小冊子を配布します。また、担当留学カウンセラーが随時行う留学に関するアドバイス、「生活準備講座」、「出発前の最終ガイダンス」等のオリエンテーションを行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセンター等、オリエンテーションが実施される会場までの交通費は、申し込み者の負担となります。

（4）留学ジャーナルスチューデントプロテクション

留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスする24時間電話サービス「留学ジャーナルスチューデントプロテクション（電話によるアドバイスは、AIGトラベルアシストインクが行います。）」を実施します。

（5）当社の留学ローンの紹介・申し込み代行

当社は、提携金融機関により留学費用等の貸付を行う留学ローンの紹介・申し込みを代行します。詳細は、希望者に後日案内する同ローンの約款をご覧ください。なお、出発日までに十分な時間がない場合、留学ローンを利用できないことがあります。

第5条（必要書類）

申し込み者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続き担当カウンセラーまでお送りください。

第6条（諸費用）

留学プログラムは、包括料金契約となるためその内訳は明示いたしません。なお、留学費用に含まれるものと含まれないものは次の通りです。

（1）留学費用に含まれるもの
- 学費手配料金
- 料金に明示した語学留学・滞在施設宿泊料金・食事料金等
- 料金に明示した空港出迎えまたは送迎等の料金
- 送金手数料

（2）留学費用に含まれないもの

以下に掲げる費用は、上記第（1）項の費用には含まれません。申し込み者の利用希望や必要性に応じて、別途手配、請求します。なお、渡航手配は、別途契約による手配となります（旅行取扱：株式会社留学ジャーナル／観光庁長官登録旅行業第1695号）。

①航空運賃

希望者には、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。航空券の申し込み・取消等は、別に定める標準旅行業約款の「手配旅行契約の部」、「渡航手続代行契約の部」ならびに当社の「旅行・航空券取扱い条件書」等に準じます。

②各国空港税、国内の空港施設使用料、航空保険料、国際観光旅客税、燃油サーチャージ等、航空券購入時に付随する費用

③寮等一部滞在先に対する保証金（デポジット）

④海外留学保険料

⑤ビザ取得手続き（ビザ申請書類作成料）

留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「査証手配（申請書類作成代行・申請代行）条件書」に準じ、別途料金にて行います。この場合、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくことになります。留学国や申し込み者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。

⑥必要書類の翻訳が必要な場合における翻訳料

翻訳料（1通あたり）

	英語	フランス語
・預金残高証明書	7,700円	8,800円
・卒業証明書	7,700円	11,000円
・成績証明書（大学・短大・高専のもの）	16,500円	22,000円
（高校のもの）	13,200円	22,000円
・戸籍謄本（抄本）英語・フランス語とも1枚につき	16,500円 ～	22,000円

⑦緊急連絡費

申し込み者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引き受けします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,500円にて申し受けます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

⑧その他
- 留学先でかかる交通費、オプショナルツアー参加費等の個人的費用

第7条（申し込み後の変更と変更手数料）

（1）留学開始前

申し込み者の都合により、希望留学先における「受入日の変更」「授業コースの変更」「ホームステイから寮への変更」等申し込み内容及び手配内容の変更の申し出があったとき、当社は可能な限り申し込み者のご希望に応じます。この場合、当社は留学費用の変更をする場合があります。または、次の変更手数料を申し受けます。ただし、変更に伴い留学先等から別途変更費用の請求があった場合は、申し込み者の負担となります。

同一学校・コースでの変更日	変更手数料（税込）
申し込みから 8日以内の変更	無料
同9日目以降の変更	33,000円

※上記記載の該当日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日が該当日になります。なお、営業時間以降の変更は翌日の届出とみなします。

※留学先自体を変更する場合は、先に申し込みいただいた留学先は取消とみなし、変更を希望する留学先に新たに申し込みをしていただくことになります。

※空港出迎え手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,300円を別途申し受けます。

※契約期間内に留学手続きを開始することができず、留学時期の変更を希望される場合は、契約期間の満了前に変更手数料を支払うことにより、変更日を起算日として翌1年以内の出発に限り変更することができます。ただし、出発日が確定せず単に延期となる場合は取消とみなし、変更を希望する留学先に新たに申し込みをしていただくことになります。また、留学時期等に関する変更の契約期間が満了した場合は、第15条（契約終了後の取扱い）に準じます。

（2）留学開始後

申し込み者の都合により、留学プログラムを途中で同一学校の異なるコースへ変更する場合、必ず現地にて当該機関の同意を得た上で申し込み者本人が手続きを行うものとします。追加費用等が発生する場合、すべて申し込み者の負担となります。また、途中で異なる留学先へ変更された場合は、権利放棄とみなし、払い戻しは一切しません。留学プログラムの延長や変更（コースや滞在方法）の希望においても、すべて申し込み者の責任において当該機関に申し込み者本人が手続きをし、費用の支払いは、当該機関の指示に従うものとします。

第8条（支払い）

申し込み者は、本約款の各条項に定められた、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。この場合、留学費用等の残金は、受け入れ先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払った申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返金しません。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。

なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払い金額が明らかになり次第、当社の指示に従い、当社または支払い先との間で過不足金の精算を行っていただきます。また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料（以下「振り込み手数料」といいます。）ならびに当社から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、すべて申し込み者の負担となります。

第9条（申し込み後の取消と返金）

申し込み者が、申し込み後に留学の手続きを取消される場合は、次の取消料をお支払いいただくことにより、申し込み内容の全部または一部を解除することができます。なお、審査・満席・抽選の結果によりビザが取得できなかった場合にも、各取消料を申し受けます。申し込み内容の取消は、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消として取り扱います。希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び携先については申し込み者の負担とします。また、当社がこれを立て替え払いしたときは、申し込み者はかかる立て替え費用を当社に支払うものとします。

取消の申し出時期	取消料
（イ）申し込み日から起算して8日目まで ※ただし（ハ）（二）の場合を除く	取消料なし
（ロ）申し込み日から起算して 9日目以降で留学開始の前日から 起算して31日前まで	30,000円＋留学キャンセル実費 （※1）　（※2）
（ハ）開始の前日から起算して30日目に あたる日から留学開始前日まで	50,000円＋留学キャンセル実費 （※1）　（※2）
（二）留学開始当日以降	留学費用全額

※1当料金に消費税はかかりません。

※2留学キャンセル実費とは、留学先や滞在先等のキャンセル規定により申し込み者が負担しなければならない費用をいいます。

※申し込み日から起算して開始日前日迄の期間が30日以内の場合における取消は（ハ）が適用されます。

※上記規定の該当日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日が該当日になります。なお、営業時間以降の取消は翌日の届出とみなします。

留学開始当日以降、留学先の短縮や取消は、原則として払い戻しを一切しません。しかし特別な事情により、留学先からの返金が得られた場合、当社はかかる費用を申し込み者に代わって代理受領し、留学先からの返金が確認された後、精算書作成日のTTBレート（電信為替買相場：Telegraphic Transfer Buying）にて換算した上で、申し込み者に日本円で返金するものとします。

第10条（各種手続きの継続が不可能な場合）

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続きの代行ができなかった場合、当社は申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金しません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料ならびに渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとし、別途当社から請求します。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第11条（当社からの解約）

（1）申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

①申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条（必要書類）に定める必要な書類を送付しないとき。

②申し込み者が、当社指定の期日までに、第2条（契約の申し込みと成立）、第6条（諸費用）、第7条（申し込み後の変更と変更手数料）及び第9条（申し込み後の取消と返金）に定める費用の支払いを行わないとき。

③申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。

④申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。

⑤申し込み者が、本約款に違反したとき。

⑥申し込み者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

⑦申し込み者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑧申し込み者が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑨その他当社の業務上の都合があるとき。

（2）前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したときは、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金しません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第12条（免責事項）

（1）当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失等による場合は、第13条（損害の負担）の定めによるものとします。

①申し込み者の希望留学先やコースが定員に達していて入学できない場合、または定員に達せず授業が開講されない場合

②申し込み者の希望する滞在施設が定員に達していて滞在できない場合、または当社の責によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合、あるいは申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合

③通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申し込み者が出発できなかった場合

④申し込み者の成績が希望留学先の入学許可基準に達していないために入学の許可が得られなかった場合

⑤申し込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合

⑥大使館、留学先または申し込み者の事情によりビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合

⑦天災地変、戦乱、暴動、内乱、同盟罷業、テロ行為、感染症（世界的なパンデミックまたはエピデミック、日本または渡航先の緊急事態宣言期間を含む。状況によっては、アウトブレイクも含む場合がある。）、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合

⑧申し込み者の事情により留学ローンが実行されず、手続きの継続が不可能と判断される場合

⑨申し込み者が、本約款に違反した場合

（2）前項各号に基づき当社の責によることなく留学することができず、かつ当社を介さず申し込み者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申し込み者の負担となります。

（3）「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」の業務は、AIGトラベルアシストインクが行います（渡航後帰国まで最長1年間）。なお、緊急時に24時間体制で電話により適切なアドバイスを行いますが、当社はその内容に伺らの保証をするものではありません。

（4）第4条（プログラムの範囲）第（5）項に基づく当社による留学ローンの紹介、申し込み手続き代行において、当社は申し込み者の資格審査の結果による留学ローンの可否や債務保証等、その他一切の事項につき一切責任を負いません。

（5）申し込み者は渡航後、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申し込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。

（6）当社は、希望留学先から当社に送付してきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず、希望留学先の事情により、受入条件・授業内容・滞在先・費用・その他留学プログラムに関して、予告なしに変更される場合や定員に満たない等の理由、その他の事情から実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、申し込み者にご連絡しますが、ご出発後の留学プログラムに関する変更や中止または自己都合による解約は、希望留学先と申し込み者との間での直接的契約となるため一切その責任を負いません。

第13条（損害の負担）

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いませんが、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではなく、その損害を賠償します。ただし、軽過失の場合の損害賠償は、申し込み者から受領した第2条（契約の申し込みと成立）第（1）項で定める申込金を上限とします。

第14条（弁済業務保証金分担金）

当社は、旅行業法にて対象となる航空券代やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、観光庁長官登録旅行業第1種を取得していることにより、一般社団法人日本旅行業協会に対して弁済業務保証金分担金を供託しています。これにより、同協会または管財人の判断により、当社が万一事業を停止せざるを得ないような状況に陥った場合、授業料等は除き、対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。

第15条（契約終了後の取扱い）

本約款第2条（契約の申し込みと成立）第（1）項に規定する契約期間が留学手続きの開始前に期間満了となった場合は、自動的に契約が終了となります。また、留学手続きを開始していても手続き上の進展がなく、ご出発の意思がまったくないまま契約期間を超えた場合も契約の終了となります。その際、既にお支払い済みの申込金は、契約期間の満了により返金しません。契約の終了に伴い、留学先や滞在先等から別途実費請求があった場合は、申し込み者に請求します。なお、申し込み者の都合により受入日、授業コース、ホームステイから寮への変更あるいは寮からホームステイへの変更、留学時期等の留学条件を変更した場合も、変更申し込みの契約成立日以降留学手続きを進めることもなく1年を超えると、変更に関する契約期間も満了となり契約の終了となります。その際にお支払いいただいた変更手数料は返金しません。

第16条（守秘義務について）

当社では、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、当留学手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにのみ、当申し込み記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第17条（個人情報の取扱いについて）

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。また、EU及びイギリス域内への留学希望者は、当社ホームページに掲載する「Privacy　Policy（GDPR）」及び「EU／UK域内留学希望者対象プライバシーポリシー」を必ずご一読ください。

（1）個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

（2）個人情報の利用目的について

①申し込み者が留学や旅行に関する相談、申し込み、留学及び旅行商品ならびにサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書等の個人情報のご提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学・旅行商品やサービスを当社が提供する際、ならびに申し込み者との間の連絡のために利用させていただくほか、申し込み者がお申し込みいただいた留学・旅行商品において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で、また当社の留学及び旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、運送・宿泊機関や保険会社等に対し申し込み者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。その他、申し込みをする際には、旅行先や留学先となる学校・研修機関等への入学手続き上必要となる、日本での申し込み者の最終学業成績、健康診断書（要配慮個人情報含む。）、財政証明書、戸籍謄本（抄本）等のご提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、申し込み者に同意いただくものとします。

②当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申し込み者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いします。この個人情報は、申し込み者に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申し込み者は、国内連絡先の方の個人情報を当社は提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を当社へご提出いただくか否かについては、申し込み者自身が選択できるものであり、申し込み者に判断を委ねます。その他、当社では、より良い留学・旅行商品の開発のためのマーケット分析、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の資料提供、説明会、イベント・セミナーならびにキャンペーン情報等のご案内を申し込み者にお届けするため、あるいは、旅行終了後留学帰国後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、申し込み者の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申し込み者からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

（3）個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者（外国にある第三者含む。）に提供しません。ただし、申し込み者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書や戸籍謄本（抄本）等の個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業等（ホールセラー、ビザ代理申請会社、現地手配会社、保険会社、翻訳先等の業務委託先）に開示します。留学先国によっては、ビザ申請の際、申し込み者の戸籍謄本または抄本の英訳されたものを求めてくる場合があります。その際、当社は専門の翻訳家あるいは翻訳会社に対して当該書類の翻訳を委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次の②号と③号のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合

②法令により開示が求められた場合

③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合

④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

（4）個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を申し込み者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。前項④号及び情報の解析や分析において、他の情報と照合することにより個人の特定が可能な「クッキー情報」を得る必要がある場合も申し込み者本人の同意を得た上で使用するものとします。

（5）個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

（6）個人情報保護に関する相談窓口

個人情報保護に関するお問い合わせ・ご要望は、次の「お問い合わせ窓口」へご連絡ください。

お客様相談室
連絡先：03-5312-4421（代）　（平日のみ 10:00～18:00）

第18条（管轄裁判所）

本約款に関する一切の訴訟、その他一切の法的手続き（裁判所の調停手続きを含む。）については、訴額により東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（定型約款の変更）

本約款の変更が契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページにて効力発生日以前に一定期間をもって告知します。当該告知後、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、申し込み者は本約款の変更に同意したものとします。

第20条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第21条（発効期日）

本約款の内容は、2023年6月1日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、第19条に従って告知し、効力発生日以降は留学ジャーナルオンライン（www.ryugaku.co.jp）に掲載の最新定型約款を適用します。

※「ワーキングホリデーサポートプログラム」にお申し込みの場合、別途お渡しする「ワーキングホリデーサポートプログラム定型約款」に同意していただきます。